

200万棟未調査対象外施設でアスベスト検出の可能性



総務省は国土交通省がアスベストの調査対象外としていた、床面積1000㎡未満の中小施設42ヶ所を独自に調査したところ、16.7%の7施設からアスベストが含有されている可能性のある吹付け材の使用が判明したと公表しました。

国土交通省では、床面積1000㎡以上で昭和31年ごろから平成元年までに施行された建造物を対象とし、建物の種類は限定せず実態調査を行い、飛散防止措置などの対策を進めてきました。しかし、床面積1000㎡未満の中小民間施設と平成2年以降に施行された民間建築物については手付かずの状態となっていました。総務省は国土交通省に対し、それらの建物についても的確かつ効率的な把握方法を検討することの勧告をしました。

調査対象は、現在の床面積1000㎡以上の大規模建築物約25万棟に加え、1000㎡未満の小規模民間建築物を含めると約200万棟であると推定されています。

国土交通省が床面積1000㎡未満の建築物を調査対象外とした理由として、数が多く自治体、所有者に負担がかかること、建築基準法第12条に基づく所有者の定期報告によって把握が容易であると判断したこと、分析依頼の殺到による混乱を避けることなどが上げられています。

当社では建材、空気のアスベスト分析に多くの実績があります。まずはお気軽にご連絡ください。

資料 2007年12月11日付 総務省報道資料

無機分析箇所 櫻内大介